

平成二十年十一月二十一日受領
答弁第二三三一号

内閣衆質一七〇第二三三一号

平成二十年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる歴史認識を発表し更迭された前航空幕僚長に対する防衛省の
任命責任等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる歴史認識を発表し更迭された前航空幕僚長に対する防衛省の任命責任等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

田母神前航空幕僚長が航空幕僚長に任命されたのは、平成十九年三月二十八日であり、その時の防衛大臣は久間章生、防衛事務次官は守屋武昌、大臣官房長は西川徹矢である。

三について

人事に関する検討の過程については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

四について

シベリアン・コントロールは、文民統制のことを指し、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものと考えている。

五から七までについて

私人の個人的見解の一々について、防衛省として、論評することは差し控えたい。

八について

防衛省としては、田母神前航空幕僚長を航空幕僚長に任命するに当たって、同氏のこれまでの経歴、能力、人格等を総合的に判断して、同氏の任命を行ったところである。

現役の航空幕僚長が、平成二十年十月三十一日に公表された論文のように、政府の認識と明らかに異なる見解を公にしたこと等については、極めて遺憾なことと考えており、このようなことが再発することのないよう努めてまいりたい。